

信号無視、携帯電話使用など 自転車の交通違反に反則金！

4月1日から青切符導入



道路交通法の改正により、自転車の交通違反に対する反則通告制度（青切符）の導入が、令和8年4月1日から施行されます。

反則通告制度（青切符）とは

道路交通法違反のうち、信号無視や指定場所一時不停止など比較的軽微であり、警察官が現認可能で定型な違反を対象に、違反者が反則金を納めれば刑事罰を科さない制度です。

酒気帯び運転や酒酔い運転、あおりなどの妨害運転など悪質な違反は、従来通り、刑事罰の対象となる交通切符（赤切符）で対応されます。また、反則通告制度は16歳以上が対象となります。

主な違反と反則金額

- 携帯電話使用（保持） 1万2千円
- 信号無視 6千円
- 通行区分違反（逆走など） 6千円

問い合わせ 市民課 ☎59-2142

- 指定場所一時不停止 5千円
- 公安委員会遵守事項違反（傘さし運転など） 5千円
- 並進・二人乗り 3千円

これら以外の違反でも検挙の対象となり得ます。交通法令・交通マナーを守って、安全運転に努めてください。

ヘルメット購入費を補助

自転車運転するときは、ヘルメットを着用しましょう。

市は、自転車用ヘルメット購入費の一部を補助しています。交付申請がまだの方は、ぜひ購入して3月までに申請してください。申請方法などは市ホームページをご覧ください。



反則通告制度



ヘルメット購入費補助

確定申告には『控除証明書』を添付

—10月から12月までの証明書は2月に送付済み—



問い合わせ
広島西年金事務所 ☎082-535-1505
保健医療課 ☎59-2141

『控除証明書』の送付時期

令和7年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方には、11月上旬に送付しています。令和7年10月1日から12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方には、令和8年2月上旬に送付しています。

『控除証明書』が手元にないとき

再発行が必要な方は、『ねんきん加入者ダイヤル』または年金事務所に連絡してください。

また、国民年金保険料を納付したときの領収書の原本を添付することで『控除証明書』に代えることができます。

電子データでの交付

『控除証明書』は、電子データでの交付も行っており、データをe-Taxなどに取り込むことで、簡単に確定申告や年末調整ができるようになります。

電子データでの交付を希望する方は『ねんきんネット』から再交付申請をしてください。

ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-0031-0004
(050)から始まる電話の方は、03-6630-2525)

申し込み

環境整備課、リサイクルセンター、各支所、木野郵便局、阿多田島郵便局に備え付けの申請書、または市ホームページからダウンロードして申し込んでください。

なお、生活保護世帯の方は、福祉課で申し込んでください。

※申請は、年度ごとに行う必要があります。ごみ袋は、申請日に応じて配布しますので、申請が遅れた場合は、配布数が少なくなります。

配布方法 該当する世帯に、「指定ごみ袋引換券」を郵送しますので、同封の通知文に記載されている場所で、もやすごみ専用指定ごみ袋と引き換えてください。

必要であると診断を受けた、在宅の高齢者や障害のある方のいる世帯
配布数 もやすごみ専用指定ごみ袋（中サイズ）、上限年間10袋（100枚）
添付書類 常時、おむつの使用が必要であることが確認できる医師の診断書
※介護認定を受けている方は、医師の診断書が不要な場合があります。
【所得の低い世帯】
対象 住民税が非課税の世帯、または生活保護を受けている世帯
配布数 もやすごみ専用指定ごみ袋（中サイズ）、上限年間3袋（30枚）

乳幼児や寝たきりの方などがある世帯で、おむつを使用するため「もやすごみ」の減量が難しい世帯や、所得が低い経済的な負担が大きい世帯に對して、毎年「もやすごみ専用指定ごみ袋」を無償で配布しています。
【乳幼児のいる世帯】
対象 2歳未満の乳幼児のいる世帯
※満2歳になる誕生日の前月までが配布の対象です。
配布数 もやすごみ専用指定ごみ袋（中サイズ）、上限年間10袋（100枚）
【常時おむつの使用が必要な方の世帯】
対象 医師から、常時、おむつの使用が

おおたけごみ事情 No.92

もやすごみ専用指定ごみ袋を無償配布

令和8年度分は3月から受け付け

問い合わせ
環境整備課リサイクルセンター ☎52-5101

栄公民館まつり きん祭、みん祭、ふれあい祭！

3月8日(日) 栄公民館

展示の部 9時▶15時

発表の部 13時▶15時

問い合わせ ☎53-6688

1年間、栄公民館で生涯学習グループなどが学んだ成果を発表します。展示の部は、どの作品も頑張った完成させました。子どもたちのかわいい作品もお楽しみに。

【展示の部】 川柳、水彩スケッチ、ペン筆習字、写楽会、布あそび、デジカメサークル、ハンゲル、フルムーンインターナショナルこども園おたけ、よつばクラブ

【発表の部】 吟道天水流吟詠会、太極拳エンドレス、日本舞踊、音楽を楽しむ会、空手志空館、大正琴、フルムーンインターナショナルこども園おたけ

【喫茶コーナー】 コーヒー販売 9時～、パン販売 11時30分～

主催 栄公民館まつり実行委員会

総合市民会館まつり

展示の部 3月14日(土) 10時▶17時

15日(日) 10時▶15時

発表の部 3月15日(日) 10時▶14時

問い合わせ ☎53-5800

1年間の生涯学習グループ活動の成果を発表します。総合市民会館、おがたピアで活動している生涯学習グループの皆さんが、合同で作品展示とステージ発表を行います。ぜひご来場ください。

※作品の販売も予定しています。

毎月第1土曜日は「ひろしま環境の日」です。

「ひろしま環境の日」一斉行動

3月のテーマ

省エネ家電でエコな生活を!

～新生活は、エコ家電に切り替えを～

家庭で、職場で、できることから始めましょう。

環境整備課 ☎59-2154

農業委員会委員・ 農地利用最適化推進委員

7月19日の任期満了に伴い、農業委員と農地利用最適化推進委員を自薦・推薦を問わず公募します。

募集 受付期間
3月13日(金)▶4月10日(金)

問い合わせ
農業委員会事務局(産業振興課内)
☎59-2190

- 業務内容**
- 農業委員と連携して農地などの利用の最適化に向けた次の業務を行います。
 - 担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進などに伴う現地調査、指導、監視業務など
 - 農地の権利移動、転用の許可などの審議・決定に関する助言、これらに関連する現地調査
 - 農家からの相談対応、農家への助言・指導
- 募集人数** 2人

【農地利用最適化推進委員】

農業委員会が委嘱します。

募集人数 9人

- 【農業委員】**
農業委員は市議会の承認を得て市長が任命します。
- 業務内容**
- 農地の権利移動、転用の許可などの審議、決定、これらに関する現地調査
 - 担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消や新規参入の促進などに伴う現地調査、指導、監視業務など
 - 農家からの相談対応、農家への助言・指導

福祉のとびら No.119

「ご存じですか?」 障害者差別解消法

この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進することで、障害のある方もない方も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会(共生社会)をつくることを目指しています。

不当な差別的取り扱いの禁止

行政機関や事業者は、障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条

件をつけたりすることを禁止しています。

合理的配慮の提供

行政機関や事業者は、障害のある方から何らかの配慮を求められた場合には、負担になりすぎない範囲で、社会の中にあるバリアを取り除くことが求められています。(筆談、文書の読み上げ、ゆっくりと丁寧な説明、タブレット型端末の利用など)

問い合わせ 福祉課 ☎59-2146

ラン内容を確認し他事業者と比較して検討しましょう。

- 特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、事業者から適法な契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフできます。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センターにご相談ください。

(国民生活センター子ども・若者サポート情報第219号より)

広告募集「広報おたけ&市ホームページ」

お問い合わせ 企画財政課 ☎59-2124

申し込み 掲載希望月の前々月15日(15日が土・日曜日、祝日の場合はその前の平日)までに。

掲載期間 5月号(令和9年4月号)

発行部数 約1万2300部

広告料 27ページの表参照

ホームページ(バナー広告)

掲載期間 4月(令和9年3月)

広告料 1枠1万円/月(税込み)

※継続して複数回掲載し、広告料一括納付の場合は割引があります。



【共通事項】農業委員・農地利用最適化推進委員

受付期間 3月13日(金)～4月10日(金)

任命期間 7月20日(令和11年7月19日(3年間))

推薦・応募資格

- 農業に関する識見があり、農地などの利用の最適化の推進に識見のある方(農業委員・農地利用最適化推進委員)
- 農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方(農業委員)

ただし、次のいずれかの項目に該当する方は除きます。

- 破産手続開始の決定を受けて復権していない人
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」に規定する暴力団、もしくは暴力団員、またはこれらと密接な関係がある人
- 大竹市の職員

※募集について、詳しくは市ホームページ「募集を探す」に掲載しています。

新生活スタート後に 気を付けたい消費者トラブル

消費者
シリーズ
No.298

問い合わせ

- ◆市消費生活センター(産業振興課内) ☎57-3236
- 【相談日】火・金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時～12時・13時～16時
- ◆消費者ホットライン ☎188(泣き寝入りイヤヤ)

- 知らない事業者がいきなり!?
- 「訪問販売トラブル」
- 「不要であればぎつぱり断る!」
- 「クーリング・オフできる場合も」
- 新生活でも気を付けたい
- 「もうけ話トラブル」
- 「うまい話に飛びつかない!」
- ネット回線などの
- 「通信契約トラブル」
- 「料金プランやサービス内容をよく確認!」

【事例】

4月に大学生になり賃貸マンションで一人暮らしをしている。訪問してきた事業者から「電気代が安くなるので、検針票を見せてほしい。このマンションの住人の皆さんにお願いしている」と言われた。検針票を見せるだけならいいと思い、指示に従った。その後検針票に記載されている顧客番号を伝えると勝手に契約先が変更されるとネットでも知った。契約変更するつもりはない。対処法を教えてください。(当事者:大学生)

【ひとことアドバイス】

○ 引越越しなどで新生活を始める時期にかけて、電気・ガスの契約トラブルが増える傾向にあります。電気やガスを含め、突然の訪問で勧誘を受けた場合は、その場で契約せず、事業者名や連絡先、目的をよく確認しましょう。

○ 電気やガスの検針票には、契約の切り替えに必要な顧客番号や供給地点特定番号などが書かれています。契約の意思がなければ、はっきりと断り、検針票の記載情報は慎重に取り扱しましょう。

○ 「アパート全体が契約している」と言われた場合は、必ず管理会社などに確認しましょう。「料金が安くなる」と勧誘された際は、プ

使用期限5月31日(日)
**1万円相当の
コイちゃんクーポン**

問い合わせ
産業振興課 ☎59-2131

市は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けた市民の負担の軽減と事業者への支援を図ることを目的に、全市民にクーポン券(コイちゃんクーポン)を配布しています。

クーポン券には使用期限がありますので、ご注意ください。

まだクーポン券または郵便局の不在票が届いていない場合は、産業振興課に連絡してください。

クーポン券が使用できる店舗などは随時更新します。最新の情報は、市ホームページで確認してください。